

福島県県北地域観光誘客プロモーション業務委託仕様書（案）

1 業務名

福島県県北地域観光誘客プロモーション業務

2 業務の目的

福島県県北地域（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村）の豊かな自然、食、温泉、フルーツ、歴史・文化及び体験型観光コンテンツ等の魅力を中京圏（主に愛知県・岐阜県・三重県）に向けて効果的に発信し、認知度向上及び来訪意欲の醸成を図るとともに、Web 広告を活用して情報を幅広く届け、県北地域への誘客促進につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 ターゲット

主たるターゲットは温泉・自然景観・グルメ・フルーツ狩り等に関心を持つ中京圏（主に、愛知県、岐阜県、三重県）在住の個人旅行者、夫婦・カップル、ファミリー層等とする。

5 KPI 設定

受託者は事業目的達成のため適切な KPI を設定し、提案書においてその根拠とともに示すこと。

6 業務内容

以下の業務を実施すること。なお、業務実施にあたっては、発注者と協議のうえ進めるものとする。

（1）プロモーション戦略の策定

本事業の目的達成に向け、次の事項を整理したプロモーション計画を作成すること。

- ①市場分析・ターゲット分析
- ②訴求テーマ
- ③SNS 及び広告媒体選定
- ④KPI 設定
- ⑤配信計画、スケジュール

（2）インフルエンサーの選定

中京圏で高い影響力を有し、以下の点を考慮したインフルエンサーを4名選定すること。また、選定にあたっては異なるターゲット層への訴求を図るため、属性や発信内容の異なるインフルエンサーを選定すること。（例：20～30代女子旅系、子育て・ファミリー系、グル

メ・日本酒系、50代シニア系など)

ア 選定条件

- ①Instagram、YouTube、TikTok のいずれかを活用していること
- ②フォロワー数5万人以上を有していること
- ③旅行・観光分野での実績を有していること

イ 提案時には以下の点を示すこと

- ①アカウント名
- ②フォロワー数、エンゲージメント率
- ③想定リーチ
- ④選定理由

(3) ファムトリップの企画及び運営

インフルエンサーが県北地域の観光地等を巡るファムトリップを4回以上実施すること。また、1回の行程は2泊3日以上とし、県北管内の以下のテーマを組み合わせたものとする。なお、以下のテーマ以外に県北地域の魅力発信に繋がる箇所の独自提案を妨げない。

<訪問テーマ>

- ・温泉 (例：飯坂温泉、土湯温泉、高湯温泉、岳温泉など)
- ・自然景観 (例：吾妻連峰、浄土平、安達太良山、花見山など)
- ・食 (例：円盤餃子、日本酒、ワイン、郷土料理など)
- ・果樹・フルーツ (例：桃、ぶどう、りんごなど)
- ・歴史・文化 (例：伊達氏関連、二本松城、ちょうちん祭り、旧伊達郡役所など)

受託者は、行程作成、日程調整、取材調整、移動手配、宿泊手配、撮影許可取得、アテンド、安全管理を実施すること。

(4) インフルエンサーの SNS 等による情報発信

ファムトリップに参加するインフルエンサーが自らの SNS で情報発信を行うものとし、受託者は、ターゲット層への到達及び来訪意欲の醸成に最も効果的な SNS 媒体及び発信方法を提案し実施すること。また、投稿回数、動画本数等についてはターゲットへの訴求効果が最大となるよう提案すること。

<媒体例>Instagram、TikTok、YouTube、ブログ、X

なお、受注者は本業務により制作されたインフルエンサー投稿用コンテンツについて、県及び関係市町村等が SNS 等で二次利用できるよう必要な権利処理及び利用許諾を取得すること。

(5) Web 広告の企画・運用

中京圏を対象地域とし、本業務で制作した SNS 投稿と連動した Web 広告を実施するこ

と。なお、以下の推奨媒体を参考に目的達成に最適な媒体構成を提案すること。

広告配信費は 300 万円以上を確保し、配信期間は概ね 3 ヶ月以上とする。また、配信内容は動画広告、バナー広告、SNS 広告を組み合わせる実施すること。

< 推奨広告媒体 >

- ・ Instagram 広告、Facebook 広告、TikTok 広告、YouTube 広告、Google ディスプレイ広告
- Google 検索広告

(6) 効果測定

事業の効果を把握するため、以下の項目等をもとに効果測定を実施し、中京圏への到達状況について可能な範囲で分析を行い、事業終了後に報告書を提出すること。

なお、当事業で発信した内容に基づき、ターゲット層の興味関心が高いテーマを特定するための分析も併せて実施すること。

① SNS 投稿

リーチ数、インプレッション数、エンゲージメント率、動画再生数、コメント分析、シェア数

② Web 広告

配信数、インプレッション数、広告クリック数、CTR、広告到達人数

③ 総合分析

SNS と広告の相乗効果、ターゲット属性分析

7 成果品

- ・ 業務実施報告書
- ・ SNS 投稿一覧
- ・ Web 広告実績報告
- ・ 効果測定報告書
- ・ SNS 投稿データ（写真、動画等）
- ・ 広告素材、制作デザインデータ
- ・ 本業務で制作した成果物一式

8 その他の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届（別記第 1 号様式）
- イ 総括責任者通知書（別記第 2 号様式）
- ウ 実施工程表（任意様式）
- エ 業務実施体制図（任意様式）

オ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

ア 委託業務完了報告書（別記第3号様式）

イ 委託業務実績報告書（別記第4号様式）

ウ 収支決算書（任意様式）

エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

9 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

10 その他

- (1) 受注者は、本仕様書及び発注者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、発注者と定期的に打合せを実施し、進捗管理及び課題共有を行うものとし、発注者は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 発信内容は事実に基づくものとし現地で取材及び撮影した素材を用いること。また、著作権法、個人情報保護法その他関係法令を遵守すること。なお生成 AI により作成した画像又は動画を主たるコンテンツとして使用してはならない。
- (4) 本業務により制作される成果物の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承認を得ること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (8) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、受注者と発注者が協議の上、定めることとする。
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。